

- 文部科学省 -

大学院の研究科における教育研究活動状況に係る調書の記入方法を明確にすることなどにより、私立大学等経常費補助金（私立大学教育研究高度化推進特別補助）の算定が適正に行われるよう改善させたもの

過大に交付されていた国庫補助金交付額(支出) 6349万円

1 補助金の概要

文部科学省は、私立学校振興助成法に基づき、私立大学等を設置する学校法人に私立大学等経常費補助金（私立大学教育研究高度化推進特別補助）を交付している。この補助金は、私立大学等における教育研究の高度化を図るもので、優れた教育研究を実践する卓越した大学院への重点支援については、補助金の算定において教育研究活動状況に基づき傾斜配分を行っている。

そして、配分基準を定め、補助項目ごとに補助する額を算出しており、大学院を対象とした補助項目のうち、教育研究拠点大学院重点経費等については、専任教員等の数に所定の単価を乗じるなどして得られた補助基準額に、大学院の研究科における教育研究活動状況による調整率を乗じて補助する額を算出している。この調整率は、傾斜配分に係る調整事項の区分ごとの点数の合計点に並び、0%から200%と算出することとなっている。

文部科学省は毎年、学校法人から、上記の調整事項である「専任教員数に対する科学研究費補助金採択件数の割合」等を調査するため、大学院担当専任教員の個人別表や研究科の活動状況調書等の調書の提出を受けている。そして、記入要領によれば、活動状況調書に記入する科学研究費補助金採択件数等については、個人別表に記入した教員による過去3年間の活動状況によることとされており、また、特許の申請件数又は取得件数については、大学が特許を出願したものに係る件数を記入することとされている。

2 検査の結果

43学校法人において検査したところ、21学校法人では活動状況調書を誤って記入していて、このうち更に7学校法人では、調整率を過大に算出していたため、補助金計6349万円が過大に交付されていた。これを態様別に示すと、次のとおりである。

ア 4学校法人では、活動状況調書に個人別表に記入されていない教員に係る科学研究費補助金採択件数等を記入していたため、調整率が過大に算出されていた。

イ 3学校法人では、活動状況調書に大学でなく教員等が出願した特許の申請件数及び取得件数を

記入していたなどのため、調整率が過大に算出されていた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、文部科学省では、過大に交付されている補助金6349万円について返還措置を講じることとするとともに、補助金の算定が適正に行われるよう次のような処置を講じた。

ア 19年3月に、記入要領において、活動状況調書の記入方法を明確にする一方、記入欄の改善を行うなど適切に記入できるものにした。

イ 19年度から日本私立学校振興・共済事業団が学校法人に補助金を交付することとなったことから、同省の講じた処置を事業団に継承し、以下の処置を講じさせた。

(ア) 19年5月に、事務担当者研修会等において、活動状況調書作成上の留意点について、学校法人に周知した。

(イ) 19年9月に、ホームページの補助金申請用の「電子窓口」を通じ活動状況調書を作成するときの具体的な注意点やポイント等を学校法人に周知した。